

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

法制審特別部会 可視化をめぐる作業分科会の議論

1 特別部会の可視化に関わる 制度構想

2013年1月29日、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」は、その第19回会議において、従来からの議論を総括し、刑事訴訟法の改正案の検討対象事項を定める「基本構想」をとりまとめた。既に報告したとおり、取調べの録音・録画の制度化については、次の2つの案が提示されている。すなわち、「一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける」案と「録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねる」である（ただし、前者の対象事件については、裁判員制度対象事件の身体拘束事件を念頭に置いて制度の枠組みに関する具体的な検討を行い、その結果を踏まえたうえで、その範囲の在り方についての検討を加えることとされている）。

上記特別部会の第20回会議は、2013年6月14日に（午前10時から午後4時30分まで）予定されており、それまでの間、2つの作業分科会に分かれて、各論点についての法案への要綱作成化（たたき台作成）作業が行われている。いわゆる可視化問題については、2013年4月25日に議論された。以下、これについて報告しておきたい（なお、発言内

容などは、当日の議論に参加していた小坂井においてメモしたものを元にして記載している。その正確性は必ずしも保証の限りではないため、いずれ法務省ホームページにアップされる議事録全文をご参照頂ければ、幸甚である）。

2 作業分科会の 2013年4月25日の議論

■ 議論は、1つめの案の「一定の例外事由」にほぼ焦点化されたといってよい（2つめの案の検討については、僅かな時間が割かれたにすぎない）。

当日の議論のたたき台としては、様々な例外事由を議論の対象とする同部会事務局案が示されていた。そのなかには、被疑者・関係者の名誉・利益などや捜査の秘密が害される場合などを例外事由とし、さらには、「十分な取調べができないおそれがあるとき」をも例外事由として検討対象に含める案も出されていた（それまでの特別部会の議論を反映したものとされる）。

日弁連としては、小坂井幹事名で、機械の故障といった物理的支障のほか、組織犯罪などに関し、取調べを録音及び録画することにより被疑者などの「生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあるとき」のみを例外事由と認める案を策定

し、提出した。すなわち、この場合のみ、録音及び録画を停止することができるものとしつつ、被疑者がこれに異議を述べたときは、停止することができないものとして、さらに、停止場面は証拠化しえないとの案である。

2 議論はまず、録画と録音をセットにすべきか否か、というところから始まった。物理的困難といったものはICレコーダ使用をも考慮すればほとんど考えられないからである。この点、簡易な方法での録音は適式でないといわれることもあるとして難色を示される見解もあったが、いずれにしても、容易に物理的な支障や困難性を認めるのは相当でないといったところでは意見の一致をみた。これは通訳人問題についても同様といえるであろう。

続いて議論は物理的な事柄以外の例外事由問題となった。まずは本人の拒否問題について相当熱心に議論された。前記日弁連案は拒否を認めていないが、後藤昭委員（一橋大学教授）は、権利構成から、これを認める立場を表明された（これを認めれば、他の例外事由は考慮の余地はないとされたところである）。他方、川出敏裕幹事（東京大学教授）は、権利構成は採らず、拒否を1つの事情としつつ、報復のおそれのある場合などは例外とするという意見のようであった（報復問題以外を何処まで考慮するかは必ずしも明確には表明されなかったように思われるが、拒否しない場合に報復のおそれ以外－名誉やプライバシー保護、あるいは、羞恥心などから供述を躊躇う場合があげられている－を例外事由とすることは考えにくい旨発言された）。

3 このように拒否問題とともに報復問題が焦点化された感もある。生命・身体への報復のおそれに限るとの日弁連提案に関しても、相当に議論の対象になったところである。他方、その余の例外事由候補は基本的には証拠開示の条件化・公判再生の制限などの対応で十分に対処できるはずであると

するのが日弁連見解であるが、これには、大きな異論はなかったものと思われる（ただし、なお検討を要するとはされている）。

また、例外事由にあたるかどうかの疎明資料の必要性が強調され、この点も基本的に異論はなかったといってよい（たとえば、拒否の場合、その場面までは録画・録音するという考えである。もっとも、必ず録画しなければならないと硬直的に考える必要はなく、弁護士と被疑者の連名の書面提出などもあるという見解もあった）。結局、今後は、拒否問題と報復問題を軸にして、例外事由は見定められていくのではないかと思われる。

録画・録音と証拠能力をリンクさせる制度についても、相当に議論された。意図的な義務違反は重大な違法だとする見解が優勢であったが、条文化については意見の対立があり、予断を許さない。

3 今後の展望など

録音・録画制度の議論は、いよいよ、具体的な法案そのものの策定作業の段階にきた。もっとも、事件の範囲や参考人可視化問題の議論は、まだこれからである。まずは、いくつかの事由につき、本当に例外事由足りうるかどうかを洗い出す作業が必要とされるであろう。さらに、そこでの絞り込みと公判再生などに関する準則化の議論もなされていくのではないだろうか。

他方、裁判員裁判対象事件その他で、検察段階の身体拘束下とはいえ、「全過程」録画が原則化しつつあるという実務の状況がある。個別の各事件のなかで、必ず可視化（＝全過程録画）を求め、これを欠いたときは証拠の適格性がないという弁護実践が一層のキーポイントになってくるというべきである。

市民の支持を広く求めつつ、来年の国会での法案提出に向けて、弁護士会の活動をさらに強化しなければならない。